

令和6年第4回せたな町議会臨時会

令和6年7月8日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 石 原 広 務 君 | 2 番 梶 田 道 廣 君 |
| 3 番 藤 谷 容 子 君 | 5 番 横 山 一 康 君 |
| 6 番 本 多 浩 君 | 7 番 真 柄 克 紀 君 |
| 8 番 熊 野 主 税 君 | 9 番 吉 田 実 君 |
| 10 番 大 湯 圓 郷 君 | 11 番 菅 原 義 幸 君 |
| 12 番 平 澤 等 君 | |

○欠席議員（1名）

- 4 番 福 嶋 豊 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	高 橋 純 君
まちづくり推進課長	阪 井 世 紀 君
財 政 課 長	佐 藤 英 美 君
町 民 児 童 課 長	河 原 泰 平 君
保 健 福 祉 課 長	増 田 和 彦 君
農 林 水 産 課 長	吉 田 有 哉 君
まちづくり推進課長補佐	奥 村 大 樹 君
町 民 児 童 課 長 補 佐	黒 澤 美 知 子 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	栗 谷 一 樹 君
農 林 水 産 課 長 補 佐	井 村 裕 行 君

まちづくり推進課主幹 稲 船 洋 志 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君
主			事	神	野	翔	亜	君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

福嶋議員より欠席の届け出があります。定足数に達していますので令和 6 年第 4 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 8 番、熊野主税議員、9 番、吉田実議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（平澤 等君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長（平澤 等君） 日程第 4、議案第 1 号令和 6 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 8,729 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 9 億 5,490 万 1,000 円とするものでございます。

その内容でございますが、5 ページでございます。歳出では、2 款総務費、1 項総務管理費、1 7 目物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金事業費（令和 6 年度）において、新たに住民税非課税となる世帯への給付金など、給付に要する費用、7, 7 7 7 万 2, 0 0 0 円の追加。6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目畜産業費では、町営牧場の取水施設の修繕に係る指定管理料、9 5 1 万 9, 0 0 0 円について補正をお願いするものでございます。4 ページの歳入では、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業補助金、7, 4 2 5 万 2, 0 0 0 円及び 1 9 款 1 項 1 目ともに繰越金、1, 3 0 3 万 9, 0 0 0 円をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

菅原議員。

○1 1 番（菅原義幸君） これは農林水産費の方の説明は省略していいんですか。

○議長（平澤 等君） 今説明求められましたけどもいいですか。

井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） 急遽、今回 9 5 1 万 9, 0 0 0 円ということで補正を上げさせていただきました。金額も金額なので、経過の方を 1 から説明させていただきます。町営牧場の山越えの方の取水施設の修繕ということで、今回、指定管理料で指定管理者に支払いするというので今回増額補正させていただきました。まず経過といたしまして、令和 6 年 5 月 1 3 日に、取水ポンプの運転の方、牧場の山越えの太櫓の方なんですけども、ばら線作業が終わったあとに、入牧前に、取水ポンプの試運転を行いました。そこで、不具合があって、貯水槽の方へ水を供給できなかったというような事象がありました。それで、そのあと真っすぐポンプメーカーや給水設備の地元の業者さんの点検確認を依頼しまして、点検していただいたんですけども、その時点では、送水管の一部閉塞及び取水ポンプの経年劣化が原因ではないかというような形で、一応調査結果を受けておりました。それで、生産者の方から取りまとめまして、牛の方も山越えの方に約 9 0 頭、正確には 8 7 頭ですね、8 7 頭の牛をそこで預かるような形になりますので、牛の飲む水の水飲み場への水の供給ができないという状況になってしまったんですけども、この対応といたしまして指定管理者の方で、初動対応として、散水車をリースしまして、各水飲み場、山越え牧場約 6 0 町、草地あるんですけども、その中に水飲み場 7 か所ございます。その水飲み場それぞれに、散水車をリースして、沢の方から水を汲み上げて、散水車で水飲み場に行って水を供給して対応するような形をとっておりました。散水車のリース代につきましても、5 月 1 3 日から調査して 1 6 日から 3 1 日の 1 6 日間だけでも 3 7 万 1, 2 2 8 円となっており、非常に高額になっていたような状況で、それ以降も並行して数時間、調整とか動作確認作業を行いまして、その結果、何とか管理用道路部分まで水は供給できるようになったんですけども、取りあえず応急的に散水車を借りるのも高額にな

ってしまうんで、指定管理者と私達担当と、あと建設課の技師の方にも協力いただいて、道路部分にカボチャタンクを置いて、そこまで水が来るんでそこに水を貯めて、さらにそこに小さいポンプを入れて貯水槽の方に水を供給して何とかしのげるように応急的に、まず作業をして、そのリース代の負担を軽くするように対応をしていました。取りあえずリースしなくてもいい状態にまではなって、並行して、そのままの状態ですずっとシーズンを過ごせる状況でもなかったんで、メーカーの方にすぐポンプや関連する盤の改造、発電機なども修繕しなきゃいけない状況に、最終的な結果としてなってます、それがすぐ資材が見つかるのかという問題もあって、いろいろそれ以降も協議とかしていたんですけども、何とかすぐそのポンプとか発電機も手配できるという形が6月14日に確定して、それもすぐ運営に支障が出るんで緊急を要するということで、指定管理者と協議して、お互い合意の上で対応の方を進めさせていただいておりました。今回のこの取水施設の既存のものについては、15年前、平成21年に改修したもので、15年が経過していて最終的にポンプメーカーさんや設備屋さんに聞いた限りだと沢の水を取ってる関係で、取水口のところからごみとか砂が入って、そこら辺でポンプの中の羽根車などが摩耗して、その能力を発揮できない状況になってしまっていて、今回最終的に修繕しなきゃいけない、取り替え修繕しなきゃいけないような状況になり、あと送水管も一部閉塞している部分もあったんじゃないかというような、いろんな要因が絡んで今回こういう形で修繕させていただく形を、緊急を要するんで、指定管理者さんを通して、お互い協議して、進めさせていただいております。それと、今回、指定管理料についての補正の内容なんですけども、初動でリースした散水車の部分は最終的に約60万円ほど、5月16日から6月10日まで散水車をリースしてまして、その分は約60万円かかっているんですけども、それについては、指定管理の方の運営費の中から賄ってもらって、町の試算という部分の取水施設の修繕の方は、町で今回指定管理料の取水施設の修繕分という形で指定管理者さんに払って、対応してもらうような形をとらせていただいております。その修繕分の内訳につきましては、送水管の修繕が約320mの送水管なんですけども、その部分が99万5,086円。それと、取水施設のメインのポンプとか発電機、あと盤の改修とかあと、その距離が発電機の部屋から取水ポンプまでの距離が1.2kmぐらいあるんですけども、その電圧調整等の関係で、インバーターやトランスなどもろもろ交換するのに715万円。それと、最終的にその工事と連動してポンプを運んだりとか移設する関係が、場所がすごい傾斜で高低差があるので、それをユンボで運んだりとかしなきゃいけないんですけども、ポンプ自体も200kg以上あるので、その関係の付帯的な工事とあと送水管が今ちょっとまだ完全に作業が終わっていないで、装置に管自体がむき出しになっていて、それも、今後埋設作業があるんですけども、その部分が137万3,240円で、トータルが今回の補正額の951万8,386円という形で、今回補正の方をお願いさせていただいております。経過としては以上でありますので、よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これだけ内容がある提案を省略ってことはないですよ。どうです副町長。私どもは、産業教育常任委員長の方から、経過の報告書もらってますよ。ただ、産教

のメンバーだけじゃありませんからね。提案を丁寧にするという意味で、一つ指摘しておきたいと思います。それで、2点お尋ねしたいと思いますが、まず1点は、この散水車のリース代、60万3,235円ですね。これは当初の運営費内で賄うと、こうなってますけどもね、これだけ大きな予算を当初予定の指定管理料の中で払うというのはどういうことなんですか。もし事故がなければ、60万3,000円というのはそっくり浮いたということになるんですか。そうすると、指定管理料の積算根拠を伺わなくちゃいけないことになるんですよ。3万円や5万円の違いじゃないですかからね。まずこれは一つです。それから二つ目なんですけど、95万1,800円ですね。改修部分として。これは、指定管理者の方の所有権になるんですか。それとも、せたな町の所有権なんですか。権利関係を明らかにしていただきたいと思います。それでね、議長の方に申し上げておきますが、最初の部分はね、質疑にカウントしないでください。当初からきちんと説明しておけば、私の質疑の回数っていうのはカウントされないわけですから、議長において特段の配慮を要請したいと思います。

○議長（平澤 等君） 分かりました。ただいま菅原議員からありましたように、内容の説明を求めたっていうのも、不足分の説明を求めたことで、今の質問が1回目の質問としてカウントいたします。今2点ほど質問ございましたので、これについて答弁願います。

○1番（石原広務君） 議長、いいですか。議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 先ほど、副議長も触れられましたが、私ら総務厚生には先ほど担当が説明した詳細は手元にはないんですよ。口頭なんで、そのメモもしきれませんでしたので、可能であれば、渡っているようなのでその資料、産業教育常任委員会に渡っていた資料、委員長から渡された資料、それを参考までに手元に置いておきたいので、資料配付ということで、ご配慮いただけませんか。

○議長（平澤 等君） 資料配付できますか。分かりました。資料手元にあるそうなので、今産業教育、以外の総務厚生の方に対しても、今の内容について配付いたします。井村補佐、すぐできますか。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） すいません。すぐやってきます。

○議長（平澤 等君） それでは資料を皆さんのお手元に配付するまで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時23分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。ただいま石原議員から要請のあった資料については、皆さんのお手元に配付されたと思います。先ほど、菅原議員から質問がございました2点について、町側から答弁願います。

井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） まず1点目の散水車のリース代なんですけども、これに

については自分の説明の仕方が悪かったんですけども、指定管理料ではなくて、向こうの運営費の中で、カバーできるということで、お互い協議して、向こうの合意のもと、この部分は初動対応ということで、運営費の中でカバーする。指定管理者の新函館農業協同組合です。こちらの方で、その運営費の中でカバーできるって形で合意のもと、その部分は、向こうに対応してもらうという形をとらせていただきました。それと、２点目の取水施設の財産はのどこかということなんですけども、それについては、せたな町の財産ということで、その部分の修繕については今回の増額補正した指定管理料で賄ってもらうような形のお願いとなっております。以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） ２回目になりますね。６０万３，０００円というのは金額的に大きいと思いますよ少し。これを新函館農業協同組合の運営費に委ねるということは、指定管理制度の精神からいってどうなんですか。私は町長の判断を求めたいと思いますよ。６万円とかね、６，０００円ではないんですよ。６０万円ですよ。これがまず一つ。それからもう一つはですね。取水施設は、所有権が町にあるという説明なんですよ。それなら、町のプロパーで改修すべきが筋じゃないですか。これをですよ、委託料増つまり、指定管理料にオンするという形で、補正計上してしまうと、指定管理料が膨れ上がるわけですよ。そうしますと、指定管理制度の趣旨、精神、在り方、契約の基本に関わってきませんか。もう少し言いますと、町の施設であるならば、町の施設の改修費として出せばいいんですよ。その辺の判断、どうなってるんですかね。指定管理制度につきましてはね、法２４４条、の２、３、５から１１項によるもの、法というのは地方自治法でありますかね、公の施設の管理を包括的に對抗させることができる制度で、指定管理制度というのは民間でも可能なんだということで法改正になってるわけですから、これはこれで厳密にですよ、運用する必要が私はあると思うんですよ。町長答弁できなければ、副町長きちっと説明願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 理事者答弁願います。今、理事者に対しての答弁が求められております。それによって補足で補佐が説明するかどうか、最初に理事者お願いします。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 答弁ちょっと順番が前後いたしますけれども、修繕料９５１万８，０００円につきましてはご質問では、町の施設でありますので、町の改修費で行うべきではないかというご質問でございますけれども、このたびはこの緊急を要するというようなことで指定管理を受けている農協のほうでやってもらうと、こういうことで進めたところでございます。こういう例につきましては、温泉ホテルですとかあるいはあわび山荘でもこういった事例が過去にもありましたので、こういう例を参考にさせて、取り進めをさせていただいたところでございます。それから、６０万３，０００円を運営費ということではなくて、指定管理ではないかというご質問かと思っておりますけれども、これは、使用料、牧場の使用料をいただいている中で、その中で運営費だというふうに思っておりますけれどもそういったことで対応をさせていただいたということでございます。

○議長（平澤 等君） 井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） 指定管理者が今回散水車のリース代の方の 約60万円を払う課題の部分について。じゃなくてですか。リース代ですよ60万円。600万円と言っていましたか。失礼しました。60万3,000円。ちょっと桁1個多かったです。すいません。散水車のリースですね、約60万円の部分については、指定管理者の新函館農業協同組合と協議しまして、山越牧場の運営の初動の対応だったので、向こうで、ある程度収支の方を見据えて、そこは新函館農業協同組合で賄いますということで、お互い合意のもと進めさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問の回数が足りなくなってしまうんですがね、今の答弁、意味不明なんです。理解できませんよ、この説明だけでは。いいですか。60万3,235円、散水車のリース代ですよ。これは、指定管理料のやりくりの中から捻出したものなのか。それとも、それとは関係なく、新函のほうの経常経費の中から捻出したものなのか、その財源の根拠を明確にしてくださいよ。そうしないと私は指定管理制度に基づく管理料の支払いの在り方を基本に質問を組立てているわけですから、私の質疑に対する答弁にはなりません。これは副町長に申し上げておきます。それから、やっぱり答弁おかしいのがね、町の施設であるならば、緊急対応を指定管理者側がやろうがやるまいが、町の施設なら町の方で施設分として、予算計上しなきゃいけないじゃないですか。施設に係るものですから、施設の付加価値になっていくわけですよ。これは当然減価償却もありますけれどもね。元来、固定資産に関わる経費積算の内容になっていかなきゃいけないのに、するっと指定管理料という形で、名義が変わってしまう。これは、地方自治体の予算の支出の在り方としてですよ、私はいかななものかと思うんですよ。これ議長一つね。2問目の質問の補足として、押さえておいてください。この答弁次第でもう1回やりたいと思います。

○議長（平澤 等君） ただいまの質問に対してですけれども私のほうから今加えて、60万3,235円に対しての財源の根拠ですか、これについて、先ほど新函館農協の運営費の中というふうなことになるんですけども、その部分についての在り方についての説明ちょっと詳しくお願いします。それから、先ほど言った町有施設であるのであれば、指定管理料の応用がいかななものかっていうふうな質問でございますので、今回の質問については質問の補足というふうなカウントといたしますので、内容の説明を重ねてしていただきたいと思います。よろしいですか。

井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） すいません何度も説明不足で。60万3,000なのがしの金額については町営牧場の運営経費の指定管理者の経営努力分で、ある程度収支で上がった部分でカバーするっていうようなニュアンスというか、解釈で今回協議させていただいて、そこで賄ってもらえるような形になります。それと町の試算を指定管理料、緊急とはいえ、やるべきなのかっていう部分については、せとな町営牧場の基本協定、年度協定も結んでるんです

けれども、その中の１４条で、改修等緊急を要するというか、そういう場合の対応については、１４条第２項の規定で示されているんですけども、その規模、負担方法については、都度甲乙、せたな町と新函館農協の指定管理者が協議するものとするということで、その条項を解釈させてもらって、緊急でどうしても牛の飲み水ということで、牛が亡くなったら困るという部分もあって、運営を受けている新函館農協の方も困るということで、お互い協議させてもらって合意の上、こういう形をとらせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 井村補佐。今菅原議員がおっしゃってるのは、施設については、町の施設ということになれば、指定管理じゃないんじゃないですかという質問あったんですけどその点についてはいかがですか。

井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） 町の施設なので、どうなんだっていう部分については、今回改修した分はある程度財務書類とかは仕分けでこの見合いの金額分、財務書類を作成する委託業者さんの方で仕分けの資料として渡して、そこは適正に補正していくような形で対応していく形をとりたいと思いますので、その懸念の部分は問題ないと担当としては考えています。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず、修繕料の９５１万８，０００円につきましては今、井村からも答弁申し上げましたけれども、指定管理の協定の１４条、改修につきましては緊急を要するというのでございまして、これにのっとりまして新函館農業協同組合に修繕をお願いしたということでございます。それから、リース料約６０万３，０００円につきましては、これは運営費の中で賄うということでございまして、今、補佐からは入牧した使用料、これで恐らく賄うんだというふうに理解をしているところです。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） ３回目。この指定管理制度の問題は、この問題に限定されるものじゃないと思いますので、他の問題も含めて、別の機会ですよ。町長にいろいろお尋ねしてみたいと思うんです。それを前提といたしまして最後の質疑をします。６０万３，０００円、これをどの財源から出すのかっていうのは、今も担当の方の説明と、副町長の方の説明、また食い違う違うわけですよ。担当の説明は、答弁訂正だと思うんですがね。農協の一般財源でカバーするという趣旨の答弁が最初ございましたが、それを否定いたしまして、指定管理料全体の収支の中から捻出するんだと、こういう答弁なされたわけです。副町長は、それとはまた違って、入牧料その他の中から見ていくんだと、一体何が本当なんですか。私はね、単純明快に言って、これは臨時的に想定外の費用が発生したわけですから、単純明快に指定管理料の増でいいと思うんですよ。緊急の措置を誰がやったか。どのセクションがやったかってことはこれ関係ないんですよ。それは一時立替えておけばいいだけなんであって。最終的な精算の財源は指定管理料の増ということでね、やればいいわけですから。これは契約の数値を変更するだけの作業なんですよ。というふうに私は思います。それから、協定のこれは１４条って言いましたか。１

4条の2項に従って、都度、甲乙協議をするんだと。いうことに基づいてこういう措置をとったと。甲乙協議して、町が持ちますよっていうふうにすればいいだけの話でしょう。それを何で緊急に指定管理者側がやったから、指定管理料として補正計上するんだと。という論理の展開になっていくんですか。それは緊急にやったのであればそれは経費の負担はあるけれども、最終的な精算は町が出すわけですから、出すときの名目というのは、指定管理料増ではなくて、施設改修費として、明確にして支出すれば全く問題ないんじゃないでしょうか。私はなぜそう言うかと言いますとね、施設ですから、施設の所有権の問題が出てくるわけですよ。管理責任者の問題、責任の問題が出てくるわけですよ。運営費とは違うんですよ。そこはきちんと筋を通さなければ、先々、指定管理料の中から我々は取水施設を改修したんだから、我々のものだと。いうことを管理者側が主張することになっていいのかっていう問題出てくるわけですよ。そういうことをきちんと整理してですよ。前に進む必要があるのではないかというふうに思いますので、ひとつ町長の方からこの点、答弁願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長の答弁の前に今副町長と担当との見解の相違があったので、その部分を調整し、そして町長の答弁をしていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺については大丈夫ですか。調整しなくていいですか。暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（平澤 等君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。町長に答弁を求められてございますので。町長。

○町長（高橋貞光君） まず60万の件につきましては、これは担当に確認したところ説明不足だというふうに判断しましたので、これは改めて担当の方から説明をさせていただきます。それから、修繕費の関係でございますが、これは副町長答弁したように、協定の14条の2項ですか、これに基づいてということになります。菅原議員おっしゃることもよく分かりますし、これはケースバイケースでどちらがやってもいいのかなという感じをして聞いておりましたが、今回は、こういった協定に基づいて、牧場の指定管理者側でこの工事をすると。これはやはり現場にいる牛、人間が1番状況が分かっているということもあるんだろうというふうに思います。スムーズな復旧工事、復旧に向けて努力をするということになるというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 続いて補足説明。

井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） すいません何度も説明言葉足らずですいません。先ほどの約60万円のリース代の部分の財源というか、充当先というか、の部分なんですけども、新函館農協の方で、町営牧場の予算科目がありまして、そこに収入と支出があって、その町営牧場の運営費の中で、機械修繕代で約150万円ほどたしかあったと思うんですけども、そこ

で賄うという、意味合いで自分は説明してまして、ちょっと言葉足らずでしたけどもそういう形になります。新函館農協の別な経常経費からとかではないということになりますのでよろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 私この緊急の事態の中でこうして町が運営する牧場に牛を預かる、当然責任でこういう事態がきたら作業しなければならない。これは当然のことだし、現場も大変だったけどもこれがあった。ただ一つ、今の話からいきますとね、やはり運営費の中で牧場を利用する利用者の側からやっぱり負担の軽減というのも常に求められます。その辺の整合性についてもきちっとやっぱり説明できなかつたら、やはりそこから出てくるのかということでは、利用者の方に見てみたらそれだけの余裕があるのであれば、そういうことも出てこないとは限らない。だからその辺の牧場の運営についても再度きちっとした形でやっぱりその棲み分けをはっきりさせておかねばならないと思うし、ただ町長これね、先ほど菅原議員、おっしゃる私そのとおりだと思いますよ。ものは町の完全な財産なんです。ただいまこの予算、それは予算的にはあれしなきゃならないにしても、別に名目を変えてね、きちっと町の方にする方が後々苦勞しないじゃないですか。どんな会社だつてもしそうなったら自分のそのこの部分含めての財産をね、どういう指定管理の、私も、だから指定管理の中に完全にそういうルールで謳われているのかと思ひながら、これであればそれしかないと思って聞いてましたけど、現実問題としてそうでないとしたら、逆に言うと正面からしたら自分方の町の財産をなんでそういう形で扱うんだとなりますよ。ただ、お金出すことは全然私は反対しませんが、これから今後についてね、そんな在り方だったら、私町民とした場合にちょっとそれはおかしいんじゃないかという感じになりますよ。1 任意団体も。町の財産を簡単にね、差し上げる形になるんです。そしていざとなつて問題が起きた時にどうすんだと。全部、指定管理が責任持つて今の作業の部分、ずっとやるんですかと。これも分からない話になるわけでしょ。だからその辺指定管理の在り方についてやっぱりきちっと再検討して、今まではそういう形でできたかもしれないけど、この機会にですね、この在り方について町の方でも十分に煮詰めて、誰から見てもオープンな形のものをつくり上げなきゃならないと思います。それともう一つ、これ5月からずっといろんな作業されてきた。ここに委員長いらっしゃいますけど。定例会もあった、中間報告でも何でもね、こういう大事な事業をね、やはりきちっと議会に報告するというのが建前じゃないですか。最終的に全部決まつてこういう形の中での余計こういう問題が出てくるんだつて。大変、こういう事態で苦勞してるけれど。その議案としては出ないけれども、委員会の方に報告なり何なりそういう作業をしていかなかつたらあれですよ。なかなか全体の理解とそれからスピーディーな議決っていうのはできなくなつてきますよ。その辺も重ねて私は指摘させていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず、1点目の牧場の使用に関わっての農業者さん達の負担の軽減ということでございますけれども、これは条例に従って入牧料が決まっておりますので、それはこれ以上の負担はないということでございますけれども収支の見方ですね。これもっと気を使っていかなければならないというふうに思います。それから、町の財産でございますので、確かに協定の第14条第2項に基づいてこういったことを提案させていただいたんですけれども、在り方として今後内部でちょっと検討させていただきたいと思います。あくまでも町有財産でございますのでその辺は検討させてください。それから、5月から修繕の作業が始まって、途中経過などが議会に報告なかったということにつきましては、大変申し訳ございません。今後、これは菅原議員の方からも議会に対して丁寧な説明ということで、ご指摘がございました。今後こういったことがないように努めますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） ほかに。石原議員。

○1番（石原広務君） 関連してまず町側に。常任委員会の開会については権限があるかどうかも含めてですね。これ、事が起こったのはこれ資料もらうと、5月の13日で、そのあとの対応を含めた、常任委員会で調査することが叶わなかったことへの町の考えと、あと指定管理の協定の中にね、先ほど副町長がほかの指定管理施設、温泉ホテル、あわび山荘という言葉も出ましたが、その中の協定の中で、指定管理者側が負担というかね、その金額。今回の件について上限。いくら以内は指定管理者、それ以上になったら町というその詳細の協定も結ばれていたのか、その確認をさせてください。

○議長（平澤 等君） 井村農林水産課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君） まず協定でどのぐらいの規模の金額だと指定管理者で、それ以外が町の方になるかという部分なんですけれども、具体的な金額は協定の中には書いていないんですけれども、一般的に今まで運用してきた部分でいうと、30万円以上30万円以下で仕分けしていたような状況です。それと、常任委員会の方に諮る、この途中経過でタイミングあったんじゃないかという部分については、毎年、入牧前にこういう形で試運転して、どうしても最初の時点ではエア一抜きとか、あとポンプに水入れとかする関係で完全に通水っていうのはすぐにはできないという、今までここ数年そういう部分もあって、ある程度、現場の方ともやり取りしていて、復旧できるんじゃないかという部分も少なからずあって、いろいろ探っていた中で1個1個探っていき、あと業者さんの業務の関係で日程調整とかしていて、最終的にこういう形で、牛の方の飲み水が供給できなくなったらまた牛の方も死んでしまうと困るので、応急処置で6月7日に貯水槽設置したりとかいろいろやっている中で、タイミングを担当としては脱してしまったという、それは本当申し訳ないと思うんで、その部分は今後、こういう事態にならないように、日頃のポンプ施設のコンディション等を再度、毎年、把握するように来年度業者の方に、最終的に予算の関係になるんで、個人的な考えなんですけれども、保守点検をして、そういう、運営する側の指定管理者の方に、迷惑かからないように、今後、公募等をしていきたいと担当としては考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1 番（石原広務君） 私はあれですよ。常任委員会にかけて、調査が済んだあとに対応した方がよろしいんじゃないかということではないんですよ。こういった経過を含めて今後のスケジュールということで先ほど資料いただきましたが、こういったことが起きたときは担当としてはね、常任委員会に報告して、委員長からこういった形で情報提供はされたとは伺ったんですが、慎重を期して、やはり今、臨時議会でこれだけの案件しかなかったものがもう既に1時間経過しようとしてるんでね。その調査を含めた、忙しい中でしょうけど、まず1番忙しくて、常任委員会が開けないというのは、町長が不在だということは、私ら総務厚生常任委員会の中でもね、そういった話にはなるんですけどね。要は指定管理者に、本当に迷惑がかからないような形で今後も対応含めて考えていただきたいと思います。これは要望させていただきます。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって、令和6年第4回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月24日

議 長 平 澤 等

署名議員 熊 野 主 税

署名議員 吉 田 実